

水戸市立内原小学校いじめ防止基本方針

～一人一人の子供が 笑顔で登校 笑顔で学ぶ 笑顔で帰る～



「もっちゃんフレンド」



水戸市立内原小学校

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している党当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

(2) いじめ防止の基本理念

本校では、児童一人一人がいつも笑顔いっぱいで生活することが、学校生活目標にも掲げられている。学校が、児童一人一人にとって、

学校は「楽しい場所」
学校は「安心できる場所」
学校は「自分を高めていける場所」

となっているように「教育の環境」を整えていくことは、私たち教員の務めであることは言うまでもない。特に、内原小学校職員として一人一人の児童が「笑顔で登校、笑顔で学び、笑顔で帰る」ことができるよう、いじめ防止のための努力を惜しまない。

- いじめの未然防止と早期発見
- いじめ等の対応と事後指導
- 重大事態への対応と事後指導

などについては、全職員で対応できるようにし、すべての児童が明るく元気に、心豊かな学校生活が送れるようにすることを目指す。

(3) いじめ防止の基本姿勢

- いじめに対しては、常にアンテナを高くし、児童の小さなサインを見逃さない教職員でいる。
- 教職員は互いの情報を共有し、いじめの早期発見・早期対応ができるように組織として対応する。
- いじめが発見されたときには、児童の共感的理解者としての行動をとる。
- いじめを受けた児童、いじめを行った児童の双方に適切な指導を迅速に行う。
- 重大事態の発生の場合は、関係機関との連携を密にし、必要な措置を講じる。

2 いじめ未然防止のための取組み

(1) 未然防止の考え方

- ① 具体的には、◇わかる授業づくりを進める。
◇すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ② 児童にストレスをもたらす事象
◇友人関係にまつわる嫌なできごと
◇勉強にまつわる嫌なできごと
- ③ 児童が学校生活で一番長い時間を過ごすのは、授業の時間
→授業中に児童の不安や不満が高められていないか？（授業改善の大きなポイント）

(2) 教師に求められること

- ① 「できた！」「わかった！」「おもしろい！」を増やし、表現したくなる環境をつくる。児童が活躍できる授業の実践・改善に取り組む。そのことが、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止につながる。

- ② チャイムが鳴ったら着席する、授業中は正しい姿勢でいられる、発表の仕方や聞き方がきちんとしている、など日々の授業の中で当たり前に発言したり聞いたりする姿勢を育てていく。
- ③ 教師の不適切な認識や言動、教師の差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることを自覚して行動する。

→いじめている児童や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童を容認することになる。

(3) 児童に育むこと

①友人関係、集団づくり、社会性の育成に関する活動の展開

- 通学班 …地域の方に見守られながら、交通ルールを守り安全に登下校する。
- 縦割り班活動…異学年集団のグループで、上級生を中心に企画した遊びや運動会での種目などの活動を通して、互いの絆を深めていく。
- 米づくり …農業実践学園の協力を得ながら、田植え・稲刈り・脱穀などの作業を通して、お米の大切さを知る。
- もちの木プロジェクト…お世話になっている地域の方々を招待して、感謝の集いを開く。高学年の子供たちは、自分たちでアトラクションを企画し、下級生も楽しめるようなアイデアを生かして運営する。
- もちの木オンステージ…自分の特技を全校児童の前で披露することで、自己肯定感の向上や友達の意外な一面（よさや個性）を知る。

②活動の目的



- ・人とかかわることの喜びや大切さに気付く。
- ・他人の役に立っている。他人から認められているといった自己有用感を獲得できる。

→すべての児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定することが、いじめの未然防止につながる。

3 いじめ早期発見のための取組み

いじめは、早期の発見が早期の解決につながる。日頃から、教職員は子供の小さな変化を敏感に察知し、いじめの予兆を見逃さないように努め、気付いた情報を全ての教師間で共有するとともに、保護者や地域の方とも連携して情報の収集に当たるようにする、「早期認知」「早期対応」が早期解決の鍵となる。

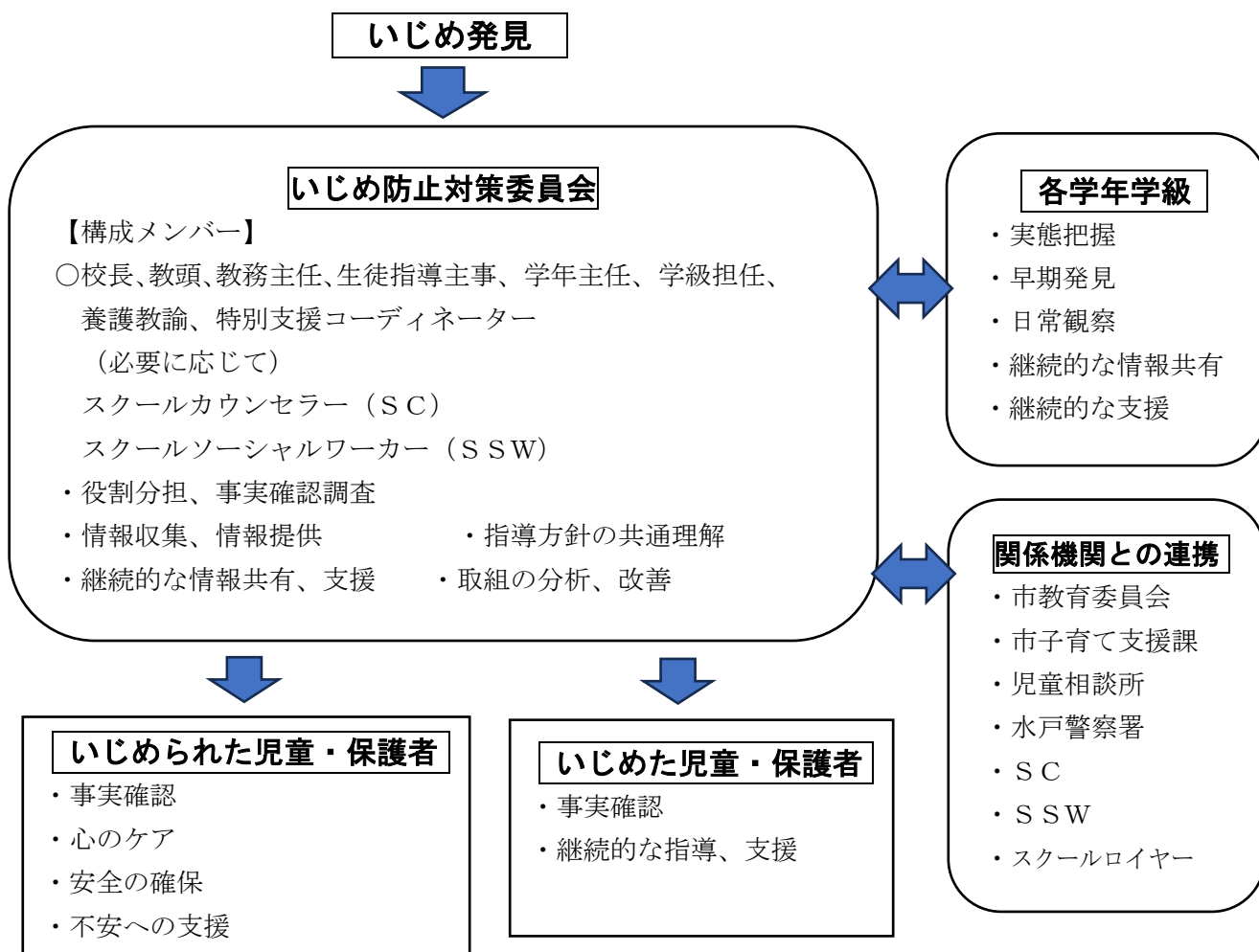
- ① 年6回のアンケートによる定期的ないじめ実態調査を行い、情報収集に努める。
- ② 一人一台端末を活用した校内オンライン相談窓口を開設し、情報収集に努める。
- ③ 教職員と児童が触れ合う時間を確保し、児童のささいな変化に気付くことができるようにする。
- ④ スクールカウンセラーや養護教諭等を活用し、いつでも安心して相談できる相談体制を整備する。
- ⑤ 教育ダッシュボードによる「こころの健康観察」を活用し、児童の「小さなサインや変化」を見逃さない日常的・定期的な情報収集による多角的な実態把握を実施する。
- ⑥ 職員集会では、教職員間で児童の変化等の気付いた情報を共有化する。必要に応じて、組織的な対応や関連機関と連携して、迅速に対応する。（ケース会議等）
- ⑦ 保護者と連携して、「小さなサインや変化」を見逃さない。（連絡帳、電話連絡、家庭訪問等）
- ⑧ 地域・関係機関と連携をする。（地域行事への参加、民生委員、学校運営評議会等）
- ⑨ 近隣小中学校と情報交換を行い、情報収集に努める。

4 いじめに対する対応

(1) いじめに対する措置

主 な 活 動	具 体 的 な 措 置
○いじめ防止対策委員会での検討 ○事実確認と迅速な対応 ○いじめられた児童への対応 ○いじめた児童への対応 ○保護者、関係機関への情報提供と連携 ○重大事態への対応 ○再発防止のための支援	・関係職員による情報共有及び対応確認 ・いじめ被害、加害、関係生徒からの正確な事実確認 ・安全の保障 ・サポート体制の構築（教職員、SC、SSWなど） ・教育相談や家庭訪問の実施 ・いじめ解消までの定期的なヒアリング ・毅然とした指導や継続的な支援 ・保護者への説明と支援 ・関係機関との連携（市教育委員会、児童相談所、子育て支援課、警察等） ・市教育委員会への報告・連携 ・調査および調査結果の報告 ・規範意識の育成 ・豊かな人間関係育成のための指導法の見直し

(2) いじめ発生時における連絡体制



5 いじめの解消について

《いじめ解消の定義》

加害者に指導したり、加害者が被害者に謝罪したりしたことでいじめが解消したと判断するのではなく、次のア、イの両方を満たした場合、いじめが解消したと判断する。

ア いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）が、止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要である場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 28 条第 1 項）

第 1 号 いじめにより当該学校に在籍する児童との生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・児童の身体に重大な障害を負った場合
- ・児童が金銭等に重大な被害を被った場合
- ・児童が精神性の疾患を発症した場合

第 2 号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

- ・いじめにより年間 30 日以上を越えるような欠席がある場合
- ・いじめにより一定期間連続して欠席しているような場合

(2) 重大事態が発生した場合の基本的な姿勢

- 重大事態は、事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- 重大事態に該当するが、被害児童や保護者が重大事態調査を望まない場合でも、調査方法や進め方を工夫して取り扱う。
- 被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。
- 関係児童への指導・援助を適切かつ迅速に行う。

いじめられた児童に対して	いじめた児童に対して
・安全の確保 ・不安への支援 ・対人関係づくりの修復	・いじめの様相に応じた指導・支援 ・規範意識の育成 ・対人関係づくりの改善

- 関係児童の保護者へ事実関係を報告するとともに、情報交換を継続し、信頼関係の構築に努める。

(3) 重大事態発生時の体制

